

国 技 建 管 第 4 号

令 和 6 年 1 月 29 日

北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

国土交通省

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

令和6年能登半島地震の被災地域における  
災害復旧工事等の労働者宿舎の設置等に関する当面の措置について

被災地域における直轄工事等の予定価格の作成については、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」等により、必要に応じて見積りを活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適切に決定するよう周知しているところです。

今般、令和6年能登半島地震の被災地域における直轄の災害復旧工事等においては、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合には、受発注者協議の上で、見積りを活用して適切に費用計上するようお願いいたします。